

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925067	29年9月25日	29年11月6日	29年11月30日	国とのリース契約について②	【具体的内容】 ①情報システムの開発・改修について、現在、買取りにより調達されているが、ソフトウェア・リース、立替払い等の活用を促進すること。 ②第三者貸付方式の導入を促進すること。 【提案理由】 ①について ・買取りの場合、単年度で一括して予算が支出されることになるが、リース等を活用することにより予算を平準化することができ、情報システムの円滑な導入に資することができる。 ②について ・第三者貸付方式とは、メーカー等が第三者(リース会社)をして設備をユーザーに貸し付ける方式であるが、メーカー等による設備搬入及び保守、リース会社の設備貸付の業務分担が明確化するメリットがある。この方式は、すでに一部の国の機関等で活用されているが、これを促進することにより、リース物件の保守責任が明確化される。	公益社団法人 リース事業協会	内閣官房 総務省	「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、リース契約の活用を阻害する規定はありません。		事実誤認	「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)では、ハードウェア又はソフトウェアの調達について、買取りを優先する等のリース契約の活用を阻害する規定は設けておりません。 このため、リース契約の活用に当たっての規制は存在しておらず、ハードウェア又はソフトウェアの調達に当たり、各府省では、調達対象範囲の業務・システムの性質、規模、内容等に基づき、リース契約の活用、クラウド技術の採用等、個別の状況に応じた適切な判断が可能となっています。 なお、政府情報システムの調達においては、現時点で相当数のリース契約が活用されていると認識しています。	
290929040	29年9月29日	29年12月18日	30年6月15日	行政機関からの照会に係る事務手続きの簡素化	【提案の具体的内容】 ・行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続きを電子化したい。 【提案理由】 ・行政機関は、財産調査等を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約100万円の事務関連照会、約30万円の福祉関係照会を受けている)。現状、生命保険会社による行政機関からの照会について、手作業で目視確認しながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関への回答を行っているが、照会文書の様式が統一化され、手続きの電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるものと考える。 ・具体的には、例えば省庁間共通のプラットフォームを通じてデータ連携を行うなどの方法により照会手続きが電子化できれば、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続の迅速化により、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援が早期化するなど国民の功利も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。 ・『官民データ活用推進基本法』(2016年12月公布・施行)においては、行政手続のオンライン利用の原則化(同法第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(同法第15条)が定められるなど、今後、政府一丸となって国民の情報連携の確保をオンライン化の取組みが推進されることとされており、当該取組みを通じて、行政機関から事業者への照会手続きを電子化することは、政府の方針にも適うものと考えられる。 ・なお、2012年より同様の要望を提出しており、照会文書の様式統一については、国税庁・厚生労働省との間では様式の統一を実施し、現在、統一状況がフォローしている状況である。また、総務省からは、地方税に係る照会文書の様式統一について「地方団体への周知等を進める」旨の回答が得られており、対応が進められているものと理解している。2017年8月時点において、国税庁では統一様式への切替が完了していることを確認しているが、他の行政機関においても実質的に統一様式への移行が完了するよう周知・徹底を進めていきたい。	一般社団法人 生命保険協会	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省	【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われています。 【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。 【厚生労働省】 ○照会様式の統一化の周知・徹底について 照会文書の様式の統一については、平成27年度から様式を統一しております。引き続き、福祉事務所と生命保険会社における取扱いの現状を踏まえ、周知・徹底を行ってまいりたいと考えています。	【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条) 【財務省】 国税通則法第74条の2、第74条の3及び131条、国税徴収法第141条 【厚生労働省】 ○照会様式の統一化の周知・徹底について 照会文書の様式の統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。	【内閣官房】 検討を予定 【総務省】 検討を予定 【財務省】 検討を予定 【厚生労働省】 検討を予定	【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を行います。 具体的には、内閣官房は、2018年夏を目途に、一部の金融機関(銀行等)及び行政機関(地方公共団体)において、情報システムを用いた預貯金等の照会の効率化に係る実証実験が開始されるよう、関係機関との調整を行います。また、内閣官房は、この実証実験において流し出される課題を踏まえて、関係府省(総務省、財務省、厚生労働省等)や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性をとりまとめます。 【総務省】 地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。 【財務省】 財務省(国税庁)としては、取引照会のオンライン化の前提として要望されていた、①照会文書の用語・書式の統一化、②取引照会の回答文書の郵送に関する業務の改善、③取引照会の回答の電子媒体による提出の3点については、業界団体との協議を経て、平成27年4月に措置済みです。 【厚生労働省】 ○照会様式の統一化の周知・徹底について 毎年3月初旬頃に開催される地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で周知を行う予定	◎
300202001	30年2月2日	30年2月23日	30年3月30日	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な運営と市民生活・経済活動の共存	【提案の具体的内容】 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に際し、国民や企業等の理解と協力の下、大会に係る輸送サービスの質の確保と市民生活や経済活動の安定の両立を図る取り組みを推進すべきである。 特に、開会式等の主要イベントの開催日を祝日化する等の措置を講ずることにより、公共交通機関の混雑緩和等を実現し、大会関係輸送の質の確保と通常の市民生活・経済活動との両立をはかる必要がある。 【提案理由】 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会においては、経済活動が集積する東京を始めとする諸都市において各種競技が開催される予定である。大会期間中は国内外から多くの要人や観光客が訪れると共に、大規模な交通規制が行われることも想定されるため、市民生活や経済活動にも大きな影響が及ぶものと考えられる。そのため、大会期間中においては、既存の道路や公共交通機関を最大限、効率的・効果的に活用しながら、それぞれの国民、企業等の立場から移動の必要性、ルート等の見直しを取り組むことにより、大会輸送と一般交通が適切に共存できる環境を創出する必要がある。 また、各企業においてもテレワークや時差出勤の取り組み等を推進していくことが期待されているが、国内においても休日(祝日)の設定や変更等の対策を講ずるべきと考えられる。 なお、2016年のリオ大会においても、学校の休暇期間を変更(7月-8月)するとともに、開会式・閉会式等主要スケジュールの前後に休日を設定する対策を講じたことにより、交通渋滞緩和等の効果が確認されたことから、東京2020大会に向けて類似の措置の導入検討を要望するものである。	一般社団法人 日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府	【祝日化について】 国民の祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第2条により規定。		【祝日化について】 その他	【輸送サービスの質の確保と市民生活・経済活動の安定の両立について】 2020年東京大会の成功のためには、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えつつ、大会関係者と観客の円滑な輸送と都市活動の安定の両立を図ることが重要な課題となっています。 2020年の交通輸送の課題に対しては、開催都市である東京都と、大会主催者である組織委員会が対応の検討を行っているところであり、本年1月に東京都及び組織委員会がまとめた「交通マネジメントの推進」においては、「大会期間中、交通需要抑制・分散・平準化などにより、平日の15%程度交通量の減の体日並みの良好な交通環境の実現を目指す」という実施目標が設定されています。 【祝日化について】 政府としては、東京都及び組織委員会の検討を支援するため、東京都、組織委員会、関係自治体、経済界及び交通・物流事業者と「交通輸送円滑化推進会議」を立ち上げ、大会輸送と一般交通の適切な共存を図るため、企業等の皆様の理解と協力を得ながら、大会期間中の国民や企業等の交通行動の見直しに関する機運醸成や合意形成を図り、円滑な輸送の実現に取り組んでまいります。 【祝日化について】 国民の祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)により、「国民こそぞて祝い、感謝し、又は記念する日」と規定されており、その新設、改廃については、国権の最高機関であり、国民の意思を最も直接に代表する機関でもある国会で御議論の上、決定していただくべき事柄である。 なお、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に係る国民の祝日の取扱いについては、現在、超党派の議員連盟において、検討を行っていることは承知している。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300220032	30年2月20日	30年3月13日	30年7月23日	行政機関から生命保険会社への照会手続の簡素化	<p>【提案の具体的内容】 行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続を統一化・電子化すべきである。</p> <p>【提案理由】 行政機関は、財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内容を照会している。現状、照会手続は多種多様な様式の文書の送付により実施されるため、生命保険会社は目視確認をしながら手作業で名寄せ等の事務処理を行わなければならない、大きな負担となっている。そこで、照会文書の様式を統一するとともに、手続の電子化を可能とすべきである。</p> <p>昨年度も同様の要望を提出し、財務省・国税庁関係の照会については統一様式の移行が完了しているが、厚生労働省と総務省関係の照会における統一様式の移行率は低調なため、移行完了に向けた両省のさらなる取り組みを求めたい。なお、2016年12月に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」には、「行政手続のオンライン利用の原則化(第10条)」「官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(第15条)」が規定されている。加えて、本年1月16日に「eガバメント関係会議」が決定した「デジタル・ガバメント実行計画」には、「金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)」が盛り込まれた。これらを踏まえ、行政機関からの照会手続の電子化が必要である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 総務省 厚生労働省	<p>【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われています。</p> <p>【厚生労働省】 ○照会様式の統一化の周知・徹底について 照会文書の様式の統一については、平成27年度から様式を統一化しております。引き続き、福祉事務所と生命保険会社における取扱いの現状を踏まえ、周知・徹底を行っていきたく考えています。</p>	<p>【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第60条第6項他(国税徴収法第141条)</p> <p>【厚生労働省】 生活保護法第29条</p>	<p>【内閣官房】 検討を予定</p> <p>【総務省】 検討を予定</p> <p>【厚生労働省】 対応</p>	<p>【内閣官房・総務省】 行政機関から金融機関に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を行います。</p> <p>具体的には、内閣官房は、2018年度を目標に、一部の金融機関(銀行等)及び行政機関(地方公共団体)において、情報システムを用いた預貯金等の照会の効率化に係る実証実験が開始されるよう、関係機関との調整を行います。また、内閣官房は、この実証実験において洗い出される課題を踏まえて、関係府省(総務省、財務省、厚生労働省等)や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性をとりまとめます。</p> <p>【総務省】 地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。</p> <p>【厚生労働省】 毎年3月初旬頃に開催される地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で周知を行ったところ。</p>	